

編集発行人 梶税理士事務所

税理士 梶 義明 税理士 梶

〒933-0849

高岡市横田本町10-7 ダイキビル2F

TEL 0766(25)7722(H) FAX 0766(25)7723 http://kaji.zéi-mu.jp

ハス

(文月) JULY 20日・海の日

	一月一	一火一	水一	一木一	金	-
•	•	•	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
<i>12</i>	13	14	15	16	17	<i>18</i>
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ワンポイント 窓の改修がポイントとなる 住宅リフォーム減税

居住用家屋に対して省エネ改修工事を行っ た場合には、一定要件のもと所得税の税額控 除の適用が受けられますが、全ての居室の窓 全部の改修工事が必須となりますので、たと えば床断熱工事をする場合は、窓の改修工事 と併せて行わないと減税が適用されません。

7月の税務と労務

税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日

税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日

国 税/所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日

国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日

国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費 税等) 11月決算法人の中間申告 7月31日

国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 7月31日

地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付

市町村の条例で定める日 労務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日

労務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出・

(全期・1期分)の納付 7月10日

労 務/障害者·高齢者雇用状況報告 7月15日

相続税等の 納税猶予制度の

納税猶予制度も創設されました。 税の納税猶予を認めることに加 上場株式の贈 上場株式の八○%相当額 て、 成二十一年度税制改正 された事業承継税制 一定の要件を満た ポイントを整理します。 与に係る贈 写税の した非 の相 で、 では、 韭 続

1 る相続税のな取引相場のな の納税猶予制度ののない株式等に係

人)が、自社株等(取引相)小企業の後継者(経営承継)といる。 円 得し、その会社を経営していい株式等)を相続等によってい株式等)を相続等によって企業の後継者(経営承継相続円滑化法)」の認定を受けた中円滑化に関する法律(経営承継の承継を開かる経営の承継を開かる経営の承継 合には、 その中小企業の

> 三分の二を上限として、 行済 額が当該後継者の死亡等の日 等に係る相続税額の八〇 株式等(納税猶予 事業 議決権株式 自社株)%相当 等 ま の

で納税が猶予されます。

提出し 毎年、 効期間(認定から五年間は、経営承継円滑化法の 要があります。 していることを明らかにする必 署長に所定の「継続届出書」 この特例の適用を受け 経営承継円滑化法の て納税猶予の要件が継続 その後は三年ごとに税務 () 内は の認定有 . た場 を 合

(1) 納税猶予される税額

みを相続するものとして計算し税額から、自社株等の二○%の 得するものとして計算した相続承継相続人が自社株等のみを取 相続税額を控除した差額 納税猶予される税額 は の税 経営

> 額 で

(2) 猶予税額の免除

免除されます。 死亡時まで当該自社株等を保有 適 用を受けた経営承継納税猶予された税額 続けた場合には、 その全額が 相は 続人が そ

(3) 額の納付 納税猶予の 取消しと猶予税

納付しなければなりません。 申告期限からの利子税ととも 猶予税額の全額を相続税の法 定取消事由が生じたときには 認定有効期間 (五年間) 内に、 定

することになります。 猶予税額を利子税とともに の また、 (予税額を利子税とともに納付譲渡株式等に対応する部分の 等を譲渡等した場合には、 畷渡等した場合には、そ 五年経過後に当該自社

(4) 担保の提供

には、 (5) て提供しなければなりません。 つ た株式等のすべてを担保と 納税猶予の適用を受け 原則として猶予対象とな しるため の

小規模宅地の減額特例と

できます。 税場 一合でも、 の この 課税 納 価 税猶予 小規模宅地質 格 の 減 額 特 光等の相が 例 が 適 用続た

(6) 特例等の廃 特定 同]族会 社株式等 の

日をもって廃止されました。 例 の Ϊţ 課税価格を一〇% 従来の特定同 平成二十一年三月三十 族会社 減額する特 の 株 式

となります。 始した相続等につい 平成二十年十 適用時期 户 日以 て 適 用 後 可 に

能開

長され・ があり、の相続財 かかわりなく延長されます。 制 が平成二十二年二月一日まで延た場合には、相続税の申告期限 その非上場会社の代表 でに開始した相続 ら平成二十一年三月三十 があり、か(の相続財産の 度の適用を受けるかどう また、 こます。 こます。 平成二十年十月 <u>ر</u> の中に非上場株式等 これは、 その被 で、 者 相 納税 ヹであっ 温続人が 相 かに 猶予 続人 日日まか

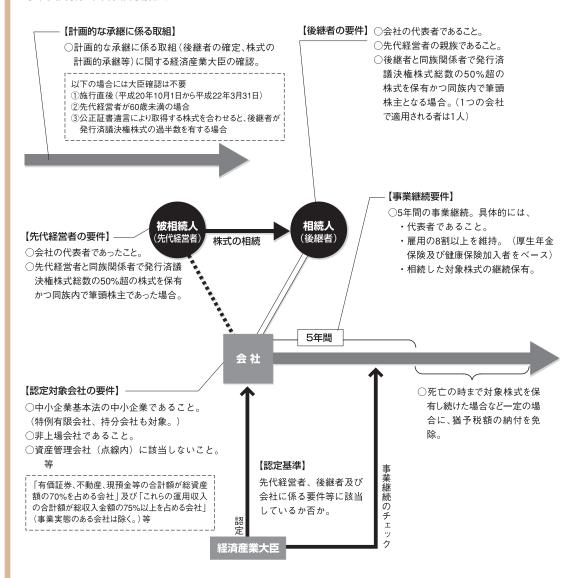
2 る贈 取引相場のない株式等に 与税 の納税猶予制 度 係 の

中小企業の株式等を生前さ でその贈与に係る贈 れた場合には、 後継 者 が、 一定の 代経営 与 主前贈与さ 音者から経 条件の下 税 の 全

減

(2) で の の し は、 オ = ※ て 、 さ与て贈合けれ時取与にた らる承 そ て を 三発て、納分行い贈税 会継こ 写 がけの た贈 す。 納い 贈 し納 た。 - 成二十一 **適用時期** が く場 適 際、 柤 そ社円の適 た ての得者は後与 与 税 囲され 一、税の 5 囲 相時しか 与 場 さのの滑 の済た 猶 適 合 合は済続税 価たら贈 の税 株も以予 茅 れ保経化度 用 も後 に 式の前の に の で 贈納 営法は す 与 有 等もか され ま 額 税猶予 納税猶予との 適 年 産 の継 与 達 対 そ す 者の る 2 用され が計算な . 象 应 者 相業 す る 他と者 'n 含 5 の 認 制 で 後 議 ま 月 続大臣 るまでの め後 のみが が لح 会株あ 定継 度 た す 決権 な相き続 死亡. て経者 なる の 社 財 式 つ を が 株 ま さ 産 適 創 日 のの を 等 た受 が र्ग 株式 れ と合算 れに Ū 用 経の親け 以 納 確 のが 株 設 等 関 ま た場受 会保式 2 税 認 ょ 部 営 全族て経 後 す。 は 等 っ 社 有 等 ഗ を し部かい営 れ

事業承継税制と経営承継円滑化法



出所 経済産業省「平成21年度税制改正について」

オーナー企業において 債務の株式化をした場合の 取扱い

債務の株式化(DES:デット・エクィテ ィ・スワップ)とは債務超過に陥っている 企業が借入金等の債務を資本へと振り替え ることにより財務内容の改善を図り企業再 建を進めていく中でのひとつの手段です。

会社更生法や民事再生法等の手続きの中 でよく用いられますが、中小企業において も同族会社のオーナー社長が会社に対して 貸付金を有している場合に、その貸付金を 債務から資本へ振り替え、財務内容を改善 する時にも有効な手段となります。

以下、債務の株式化を行った場合の取扱 いを確認していきたいと思います。

前提条件

会社(債務者)に帳簿価額1,000万円が 借入金として負債に計上されている。社長 (債権者)からすると、会社の資産負債を

時価評価すると、この貸付金の回収可能額 (貸付金の時価)は700万円と算定される。

《会社における会計処理》

(借入金)1,000万円 (資本金)700万円 (債務消滅益)300万円

《社長における会計処理》

(株式)700万円 (貸付金)1,000万円 (貸倒損失)300万円

上記のように会社側においては、債務消 滅益という収益が計上されるため、債務の 株式化を行う際には、その収益と相殺でき る費用及び税務上の欠損金などの有無を確 認し、債務の株式化を行う時期等を検討す る必要があります。

社長側では、この貸付金に係る貸倒損失 は雑所得の必要経費にはなりますが、給与 所得など他の所得とは損益通算はできませ h.

作 権 は得 費こ 用の た考えら.費用は著作

れ作

ま 権

す。の取

価償却資産

ではないため、費用化できないではないため、費用化する事業年度の損金を出日の属する事業年度の損金を出日の属する事業年度の損金を出日の属する事業年度の損金を出日の属する事業年度の損金をいために要した費用の額は算入してもよいという取る額に算入してもよいという取る額に算入してもよいという取る。 てもよいと 事業年度の 等の制作の 社歌や

課税売上割合が 0%の場合の申告

当社は新たに不動産賃貸業を営 む株式会社です。当課税期間にお ける課税売上はなく課税売上割合は0% ですが、当期に取得した事務所用賃貸物 件の購入費用を「課税資産の譲渡等にの み要するもの」として個別対応方式を適 用して消費税の申告を行ってもよろしい でしょうか。

問題ありません。消費税法にお いては、課税仕入れ等を行った課 税期間においてその課税仕入れ等に対応 する課税資産の譲渡等があったかどうか は問わないこととなっていますので、そ の取得した事務所用賃貸物件が翌課税期 間以降に課税資産の譲渡等の対価を得る ことが明らかである場合には、当課税期 間において課税売上割合が0%であって も「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」 として個別対応方式により仕入税額控除 の計算をすることができます。